

平成30年度
三股町子どもの明るい未来創造事業
業務委託募集要領

平成30年3月

三股町教育委員会
教育課 生涯学習係

1. 趣旨

三股町では、地域住民や関係団体等の協力を得ながら、学校・家庭・地域が一体となった社会全体で教育の向上に取り組む教育環境づくりを進め、未来を担う子どもたちの健やかな成長を支援するため、「三股町子どもの明るい未来創造事業」（以下「未来創造事業」という。）を実施するものとし、その業務の一部を民間に委託することから、業務委託募集について必要な事項を定める。

なお、未来創造事業は、次に掲げる事業をもって構成する。

- (1) 三股町学校サポート事業実施要綱に定める学校サポート事業
- (2) 三股町放課後子ども教室活動推進事業実施要綱に定める放課後子ども教室活動推進事業
- (3) 三股町土曜学習事業実施要綱に定める土曜学習事業

2. 事業の目的

未来創造事業を構成する3事業の目的は、次のとおり。

(1) 学校サポート事業

三股町内の小学校及び中学校（以下「小・中学校」という。）と地域との連携体制の構築により地域全体で学校教育を支援する事業を推進することにより、教員及び地域の大人が子どもと向き合う時間の増加、住民等の学習成果を子育てに活かす場の拡充及び地域の教育力の活性化を図る。

(2) 放課後子ども教室活動推進事業

三股町内の小学校の児童を対象に、授業の終了後及び休業日において、地域住民等の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を計画・実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進する。

(3) 土曜学習事業

地域の多様な経験や技能を持つ人材・団体等の協力により、土曜日等に地域の子どもの対象とした体系的・継続的な教育活動を企画・実施する取組みにより、地域の教育支援体制の構築を図る。

3. 委託事業の内容

未来創造事業を構成する3事業の委託業務内容は次のとおり。

(1) 学校サポート事業

事業の総合的な調整役を担う者としてコーディネーターを1人置き、小・中学校の要請に基づき次に掲げる活動に必要なボランティアの確保及び配置並びに学校及びボランティアとの連絡調整を行う。

- i) 教育活動支援。
- ii) 花壇及び樹木の整備等の校内の環境整備。
- iii) 登下校時における子どもの安全確保に係る活動。
- iv) クラブ・部活動の指導。
- v) 学校行事の運営支援。
- vi) その他、学校サポートに関して必要な活動。

(2) 放課後子ども教室活動推進事業

三股町教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が指定して設置した小学校区または地域の放課後子ども教室（以下、「指定子ども教室」という。）に、児童への「学びのきっかけの提供」を目的にコーディネーター及び教育活動推進員並びに教育活動サポーターを配置し、地域住民や民主団体・民間企業等の協力を得ながら学習プログラムの開発とその提供を行う。

さらに、地域協力者の確保等の放課後子ども教室の質・量を上げるために必要な事業を実施する。

具体的な内容は、次のとおり。

ア) 指定する小学校区と実施内容（基準）

指定小学校区	実施日 上段…学校実施日 下段…長期休業日	実施時間	主な活動場所	登録児童	
				対象児童	定員
宮村小学校区	週2回	下校時～午後6時	第3地区分館	1～6年	20人
	週2回程度	午前9時～正午			
長田小学校区	週2回	下校時～午後5時	小学校施設	1～6年	20人
	週2回程度	午前9時～正午			
梶山小学校区	週2回	下校時～午後5時	小学校施設	1～6年	20人
		下校時～午後6時	梶山児童館		
	週2回程度	午前9時～正午	小学校施設		
三股西小学校区	週2回	下校時～午後6時	中原地区 コミュニケーションセンター	1～4年	30人
		下校時～午後5時	小学校施設	1～4年	30人
	週2回程度	午前9時～正午	小学校施設等	上記の児童	

※実施内容（基準）を見直す場合は、教育委員会と協議のうえに変更すること。

イ) 指導者

放課後子ども教室の指導責任者としてコーディネーターを置く。なお、従事者数は、1人または2人とし、1人の場合はすべての校区を、2人の場合はそれぞれ2校区を担当する。

各放課後子ども教室の運営に際して、教育活動推進員、教育活動サポーターを置く。なお、従事者数は、宮村小学校区、長田小学校区、梶山小学校区については、それぞれ教育活動推進員1人、教育活動サポーター1人、三股西小学校区については、教育活動推進員1人、教育活動サポーター2人とする。

●指導者の活動内容

役 職	主な活動
コーディネーター (教室総括責任者)	学校や教育委員会など関係機関との調整、教室間の連絡調整、教室の啓発・広報、各教室の活動検証など
教育活動推進員 (教室主任)	年間・月間計画の作成、教室の実施、子どもの安全管理など
教育活動サポーター (主任補佐)	教育活動推進員の補助

ウ) 実施体制

事業の円滑な運営を図るため、指定子ども教室に放課後子ども教室推進協議会（以下、「推進協議会」という。）を設置するものとし、次の事項について協議する。

なお、推進協議会の設置に関して必要な事項については、教育委員会と協議して定める。

- i) 指定子ども教室の事業計画、企画、実施、運営、広報、安全管理及び成果の検証並びに評価

- ii) 児童館、学校及び地域が連携した子育て支援の取組みの推進
 - iii) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が定める事項
- エ) 具体的内容
- i) 予習、復習、補習等の学習活動計画の作成と提供。
 - ii) スポーツ、文化等の体験活動プログラム開発と提供。
 - iii) 地域住民や異なる年齢の児童の交流活動プログラム開発と提供。
 - iv) 子どもが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動プログラム開発と提供。
 - v) 推進協議会の庶務。
 - vi) その他、指定子ども教室の事業実施に関して必要な活動。

(3) 土曜学習事業

土曜日等を活用し、地域の子どもを対象に、文化・芸術・科学・スポーツ・農業など児童の知的好奇心を刺激する体験学習を提供するためのプログラム作成とその提供を行うためにコーディネーターを配置する。

なお、プログラム内容は、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力をすることを基本とし、教育活動推進員、教育活動サポーター、地域のボランティア等の協力も得て実施する。

具体的な内容は次のとおり。

ア) 対象児童

三股町土曜学習事業実施要綱第6条に規定

イ) 指導者

- ・土曜学習の責任者としてコーディネーターを1人配置する。
- ・土曜学習の運営に際して、学習活動推進員1人、学習サポーターを1人置く。

ウ) 具体的内容

- i) 土曜日等の教育活動の調整に関すること。
- ii) 学校や学校関係者、地域の団体、経済団体及び企業等との連絡調整に関すること。
- iii) ボランティア等の人材確保、登録及び配置に関すること。
- iv) 土曜学習の活動プログラムの計画に関すること。
- v) 土曜学習の実施に関すること。
- vi) その他、土曜学習の実施に関して必要な活動。

エ) 実施回数等

原則、学習時間は2時間とし、9回程度実施するものとする。

4. 委託業務の実施期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

5. 委託料の算出

当該事業の委託料の積算については、別紙委託料算定書のとおりとする。ただし、議会の議決を得られることを条件としている。

6. 委託料の支払及び精算

委託料の支払いについては、教育委員会と協議のうえで決定するものとし、精算時に余剰金が発生した場合は、町に返金する。

7. 募集の手続き

(1) 業務委託者の募集及び選定スケジュール

- | | | | | |
|-------------|---------|---------------|------------|-------|
| ① 募集要領の配布 | 平成30年3月 | 1日(木) ~ 3月 | 5日(月) | |
| ② 募集説明会の開催 | | 3月 | 7日(水) | |
| ③ 質疑受付 | | 3月 | 7日(水) ~ 3月 | 8日(木) |
| ④ 質疑に関する回答 | | 3月 | 9日(金) | |
| ⑤ 指定申請書類の提出 | | 3月12日(月) ~ 3月 | 14日(水) | |

- ⑥ 指定申請書類の審査・ヒアリング 3月19日(月)
- ⑦ 審査結果の通知 3月22日(木)
- ⑧ 業務スケジュール協議 3月23日(金)
- (2) 業務委託者の募集手続き
 - ① 募集要領の配布
 - 3月1日(木)から3月5日(月)に配布する。
 - ア 配布場所：三股町教育委員会教育課 生涯学習係
(電話52-9311)
 - イ 配布時間：午前8時30分～午後5時
 - ② 募集説明会の開催
 - 募集要領に関する説明会を下記のとおり開催をする。ただし、参加希望がなかった場合には開催しない。
 - ア 開催日時：3月7日(水) 午前10時から(1時間程度)
 - イ 開催場所：三股町中央公民館第3研修室
 - ウ 参加人数：各団体2名まで。
 - エ 申込先：三股町教育委員会教育課 生涯学習係
(電話52-9311)
 - オ 申込受付：3月5日(月)まで 時間帯…平日午前8時30分～午後3時

8. 応募資格

次の要件を全て満たす団体を対象とする。

- (1) 町内で活動する団体であること。ただし、任意の団体は不可とする。
- (2) 子育て支援及び青少年の健全育成を目的とし、様々な体験活動や地域との交流等の取り組みを行っていること。なお、その活動の実績が1年以上あり、継続的かつ計画的に行っていること。
- (3) 規約及び会員名簿を有し、民主的な運営が行われていること。
- (4) 政治活動及び宗教活動を行っていないこと。

9. 質疑

(1) 質疑書受付

募集要領の内容に関して、以下のとおり質疑を受け付ける。

- ① 受付期間：3月7日(水)から3月8日(木)
午前8時30分～午後5時
- ② 受付場所：三股町教育委員会教育課 生涯学習係 (電話52-9311)
- ③ 受付方法：質疑要旨を簡潔にまとめ記入し、受付場所まで持参若しくは事前に連絡のうえ、FAX(52-9724)にて提出すること。(郵送不可)。

(2) 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、回答集としてまとめ、応募いただいたすべての団体に3月9日(金)に渡す。なお、回答集は、募集要項の追加または修正とみなす。

10. 応募方法

「三股町子どもの明るい未来創造事業受託申請書(別記様式1号)」に必要な書類を添えて持参提出すること。

なお、申請にかかる費用は、全て応募登録者の負担とする。

- (1) 受付締め切り：3月14日(水)
- (2) 受付場所：三股町教育委員会教育課 生涯学習係
- (3) 提出方法：指定申請書を受付場所まで持参すること。(郵送不可)。
- (4) 指定申請書提出時に、説明を求める場合がある。

11. 選定

(1) 選定方法

指定申請書の審査は、町職員による選定委員会で行い、委託業者を決定する。

なお、必要に応じて、選定委員会によるヒアリングを実施することがある。

(2) 選定基準

選定委員会は、申請内容と教育委員会が示す条件との適合性等を総合的に審査する。

(3) 選定結果の通知

選定結果の通知は、「三股町子どもの明るい未来創造事業受託者採否決定通知書(別記様式2号)」により応募団体へ通知する。

12. 問合せ先

三股町教育委員会教育課 生涯学習係

住所 〒889-1902 三股五本松8番地1

電話 52-9311

※様式及び資料のダウンロードについて

この募集要領に関する様式及び関係資料について、データを必要とする方は、必要とする書類を明記し下記のメールに送信すること。

メールアドレス：yamada-m@town.mimata.miyazaki.jp

別記様式1号

年 月 日

三股町教育委員会教育長 様

申請者

団体の名称
代表者の氏名

印

三股町子どもの明るい未来創造事業受託申請書

三股町子どもの明るい未来創造事業の業務を受託したいので、下記のとおり申請します。

記

1 団体の概要

名 称				
所在地等	所在地			
	電 話		FAX	
	メール			
代 表 者	氏 名			
	住 所			
連絡担当者	氏 名			
	住 所			
	電 話		FAX	
	メール			
設立年月日	年 月 日			
設立目的				
役員数	人(うち三股町在住 人)			
主な活動				
	会費(有り 円 ・ 無し)			
活動地域				

3 添付書類

- (1) 団体役員名簿
- (2) 団体の規約または会則等
- (3) 団体の活動の内容、実績等を確認できる書類

団体役員名簿

No.	役 職	氏 名	住 所
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

※内容を満たせば様式が異なっても可とする。書ききれない場合に「別紙のとおり」として別様式を追加しても可とする。

第 号
年 月 日

様

三股町教育委員会教育長

三股町子どもの明るい未来創造事業受託者採否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった三股町子どもの明るい未来創造事業に係る受託の採否について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 三股町子どもの明るい未来創造事業の業務を貴団体に委託します。
なお、今後の手続については、別途通知します。
- 次の理由により、三股町子どもの明るい未来創造事業の業務を委託しません。

(別紙1)

三股町子どもの明るい未来創造事業委託料算定書

科目・内容		事業名			計
		学校サポート事業 (学校支援地域本部事業)	放課後子ども教室推進事業	土曜学習事業(土曜日の教育支援体制等構築事業)	
報償費 (諸謝金)	推進協議会委員等謝金		96,000		96,000
	コーディネーター	432,000	944,000	180,000	1,556,000
	教育(学習)活動推進員		1,128,000	39,000	1,167,000
	教育(学習)活動サポーター		1,068,000	31,200	1,099,200
	外部講師			30,000	30,000
旅費	研修等旅費	2,000	28,000		30,000
消耗品費	コピー用紙・インク等	20,000	250,000	60,000	330,000
印刷製本費	事業報告書 (3事業共同)	80,000	100,000	20,000	200,000
燃料費	コーディネーター 車輛燃料費	24,000	36,000	12,000	72,000
通信運搬費	切手代	3,000	9,000	3,800	15,800
	通信費 (電話・インターネット等)	15,000	80,000	25,000	120,000
借料	施設使用料等		25,000	1,000	26,000
雑役務費	ボランティア保険		14,000	4,000	18,000
備品購入費	ノートパソコン・附属機器 いす・机等		200,000		200,000
事務費	事業受託者の事務費等	46,000	304,000	32,000	382,000
計		622,000	4,282,000	438,000	5,342,000

※各放課後子ども教室の事業費の明細は、別紙のとおり。

積算基礎

科目・内容		事業名			備考
		学校サポート事業 (学校支援地域本部事業)	放課後子ども教室推進事業	土曜学習事業(土曜日の教育支援体制等構築事業)	
報償費 (諸謝金)	推進協議会委員等謝金 (謝金単価・・・2,000円/回)	—	推進協議会委員・・・6人 年間開催回数・・・2回 組織数・・・4組織	—	放課後子ども教室のみ委員会を設置
	コーディネーター (謝金単価・・・1,000円/h)	年間の活動時間の上限・・・432時間	年間の活動時間の上限・・・944時間	年間の活動時間の上限・・・180時間	
	教育(学習)活動推進員 (謝金単価・・・1,000円/h)	—	1教室あたりの年間活動時間の上限・・・282時間/人	年間活動時間の上限・・・39時間/人	
	教育(学習)活動サポーター (謝金単価・・・800円/h)	—	1教室あたりの年間活動時間の上限・・・267時間/人	年間活動時間の上限・・・39時間/人	
	外部講師 (謝金単価・・・2,500円/h)	—	—	外部講師人数・・・6人まで 1回あたりの時間・・・2時間/人	
旅費	研修等旅費	コーディネーター、教育活動推進員、教育活動サポーターが研修に参加するための交通費。 旅費の算定については1回あたり1,000円とする。		—	
消耗品費	コピー用紙・インク等	事務用品、紙等で単価が10,000円未満(消費税込み)のもの。			
印刷製本費	事業報告書 (3事業共同)	ちらし、報告書の作成、コピー代など。なお、報告書(A4版×16ページ程度)は、100部程度とする。			
燃料費	コーディネーター 車輛燃料費	コーディネーターの私用車の使用にかかる燃料費。 1台あたりの燃費については、普通車輛8km、軽車輛10km(車輛の減価償却費も含む)とし、1月の走行距離を除いて燃料単価を乗じて算定する。ただし、1月の支払限度額(総額)は、次のとおり。 学校サポート事業・・・2,000円 放課後子ども教室・・・3,000円 土曜教室・・・1,000円			
通信運搬費	切手代 電話・インターネット等	関係者等の連絡に使用する切手、はがき、宅配料。 電話・インターネットの通信料。など			
借料	施設使用料等	—	施設や機材等の使用料および賃借料。	施設や機材等の使用料および賃借料。	
雑役務費	ボランティア保険	—	コーディネーター、教育活動推進員、教育活動サポーターが加入する傷害保険および損害保険。		
備品購入費	ノートパソコン・附属機器 いす・机等	—	業務上、必要な備品購入費。 ※備品の所有権は、教育委員会に帰属する。	—	
事務費	事業受託者の事務費等	委託事業に伴う事務費等。			

(別紙2)

放課後子ども教室事業費明細書

(1) 人件費・・・謝金(有償ボランティアとして報償費を支払う)

① コーディネーター

i) 対象人数 1人 ii) 報償費(謝金)支払い内容 ・従事時間 18h/月 増加分…20h/年 ・1時間当りの報償費(謝金) 1,000円 ※4教室分を1人のコーディネーターが対応することも可	}	○年間支払い金額 ・三股西小 $[1,000円/h \times 18h/月 \times 12月 + 1,000円/h \times 20h/年] \times 1人 = 236,000円$ ・宮村小 $[1,000円/h \times 18h/月 \times 12月 + 1,000円/h \times 20h/年] \times 1人 = 236,000円$ ・梶山小 $[1,000円/h \times 18h/月 \times 12月 + 1,000円/h \times 20h/年] \times 1人 = 236,000円$ ・長田小 $[1,000円/h \times 18h/月 \times 12月 + 1,000円/h \times 20h/年] \times 1人 = 236,000円$ <hr/> $[1,000円/h \times 18h/月 \times 12月 + 1,000円/h \times 20h/年] \times 4人 = 944,000円$
---	---	--

② 教育活動推進員

i) 対象人数 各 1人 ii) 報償費(謝金)支払い内容 ・毎月7日、1日3時間 21h/月 増加分…30h/年 ・1時間当りの報償費(謝金) 1,000円	}	○年間支払い金額 ・三股西小 $[1,000円/h \times 21h/月 \times 12月 + 1,000円/h \times 30h/年] \times 1人 = 282,000円$ ・宮村小 $[1,000円/h \times 21h/月 \times 12月 + 1,000円/h \times 30h/年] \times 1人 = 282,000円$ ・梶山小 $[1,000円/h \times 21h/月 \times 12月 + 1,000円/h \times 30h/年] \times 1人 = 282,000円$ ・長田小 $[1,000円/h \times 21h/月 \times 12月 + 1,000円/h \times 30h/年] \times 1人 = 282,000円$ <hr/> $[1,000円/h \times 21h/月 \times 12月 + 1,000円/h \times 30h/年] \times 4人 = 1,128,000円$
---	---	--

③ 教育活動サポーター

i) 対象人数 宮村・梶山・長田… 1人 三股西小… 2人 ii) 報償費(謝金)支払い内容 ・毎月7日、1日3時間 21h/月 増加分…15h/年 ・1時間当りの報償費(謝金) 800円	}	○年間支払い金額 ・三股西小 $[800円/h \times 21h/月 \times 12月 + 800円/h \times 15h/年] \times 2人 = 427,200円$ ・宮村小 $[800円/h \times 21h/月 \times 12月 + 800円/h \times 15h/年] \times 1人 = 213,600円$ ・梶山小 $[800円/h \times 21h/月 \times 12月 + 800円/h \times 15h/年] \times 1人 = 213,600円$ ・長田小 $[800円/h \times 21h/月 \times 12月 + 800円/h \times 15h/年] \times 1人 = 213,600円$ <hr/> $[800円/h \times 21h/月 \times 12月 + 800円/h \times 15h/年] \times 5人 = 1,068,000円$
--	---	--

(2) 事業費

実施校区		三股西小校区	宮村小校区	梶山小校区	長田小校区	計
報償費 (諸謝金)	推進協議会委員等謝金	24,000	24,000	24,000	24,000	96,000
	コーディネーター	236,000	236,000	236,000	236,000	944,000
	活動推進員	282,000	282,000	282,000	282,000	1,128,000
	活動サポーター	427,200	213,600	213,600	213,600	1,068,000
旅 費	研修等旅費	10,000	6,000	6,000	6,000	28,000
消耗品費	コピー用紙・インク等	70,000	60,000	60,000	60,000	250,000
印刷製本費	事業報告書 (3事業共同)	25,000	25,000	25,000	25,000	100,000
燃 料 費	コーディネーター 車輛燃料費	9,000	9,000	9,000	9,000	36,000
通信運搬費	切手代	3,000	2,000	2,000	2,000	9,000
	通信費 (電話・インターネット等)	20,000	20,000	20,000	20,000	80,000
借 料	施設使用料等	25,000	0	0	0	25,000
雑役務費	ボランティア保険	5,000	3,000	3,000	3,000	14,000
備品購入費	机・椅子・事務機器等	65,000	45,000	45,000	45,000	200,000
事務費	事業受託者の事務費等	91,000	71,000	71,000	71,000	304,000
計		1,292,200	996,600	996,600	996,600	4,282,000